

## 平成30年度越谷市介護保険施設等の整備方針

平成30年7月

越谷市福祉部介護保険課

### 1 基本的な考え方

- (1) 今年度から3年間を計画期間とする「第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「第7期計画」という。)における各種施設の整備については、各日常生活圏域における地域密着型サービスの整備状況を勘案しつつ整備を進めるとともに、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の広域型施設の整備も併せて進める。
- (2) 平成30年度における公募は、前期事業計画期間中に選定した施設の整備状況を勘案して実施する(平成29年度に実施した公募において選定した施設整備を除く)。また、今年度に募集しなかったサービスについては、来年度以降、必要に応じて行うこととする。また、第7期計画期間において、同一法人が同じサービスを複数申請することは認められない。
- (3) 「介護離職ゼロ」に向けた取組については、行政だけでなく介護保険サービス事業者にとっても優先すべき取組であることを鑑み、介護職員等の能力・資格・経験等に応じたキャリアパス制度を導入する施設整備計画とすること。
- (4) 第7期計画期間中に整備(建物の完成)が完了できる整備計画であること。

### 2 平成30年度に募集するサービス

#### 【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】

- (1) 第7期計画期間においては、市内全域で2施設(200床)の整備を進める。
- (2) 新たに社会福祉法人(以下「法人」という。)を設立する場合には、法人認可事務と調整を図りながら整備を進める。
- (3) 法人の安定的な経営を確保する観点から、新たに法人を立ち上げて、広域型施設を新設した法人については、経営状況を判断するため、当該施設の開設から1年以上経過しなければ、次の施設整備に係る事前協議は認められない。また、同一年度に複数の介護保険施設等を整備することは、借入金が過大となり、法人の安定経営が危惧されるため認められない。
- (4) 施設は、国がユニット型施設の整備を推進していることを鑑みユニット型施設の整備を基本とするが、従来型施設についても利用者の動向など地域における状況を踏まえた上で整備を進める。なお、ユニット型施設と従来型施設の併設施設の整備計画については、併設施設とする理由等を明確に示した上で認めるものとする。
- (5) 特別養護老人ホームに関する補助については、別に定める補助要綱を考慮のうえ、予算の範囲内で補助をする。

### 【地域密着型サービス】

- (1) 地域密着型サービスについては、サービスを複数組み合わせさせた事業所の申請を優先するが、単体での応募を妨げるものではない。
- (2) 認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護については、第7期計画期間中、随時申請を受け付ける。
- (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、第7期計画期間中、募集しない。
- (4) 施設整備に関する補助については、埼玉県に設置されている「埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金」の活用により行うものとし、予算の範囲内で補助をする。
- (5) サービスごとの募集は次のとおりとする。
  - ① 小規模多機能型居宅介護
    - ・第7期計画期間においては、2施設の整備を進める。
    - ・サテライト型ではなく、通常型の整備を進める。
  - ② 認知症対応型共同生活介護
    - ・第7期計画期間においては、2施設（36床）の整備を進める。
    - ・日常生活圏域内に当該施設が整備されていない、南越谷地区の申請を優先する。
  - ③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
    - ・第7期計画期間においては、1施設の整備を進める。
  - ④ 看護小規模多機能型居宅介護
    - ・第7期計画期間においては、1施設の整備を進める。